別紙３

尾花沢市の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和4年1月1日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	（参考）令和２年度の人件費率
令和３年度	14,913人	13,539,242千円	897,377千円	2,189,567千円	16.2%	14.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				（参考）一人当たり給与費 B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
令和３年度	228人	780,396千円	141,484千円	300,860千円	1,222,740千円	5,362千円	5,812千円

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和３年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

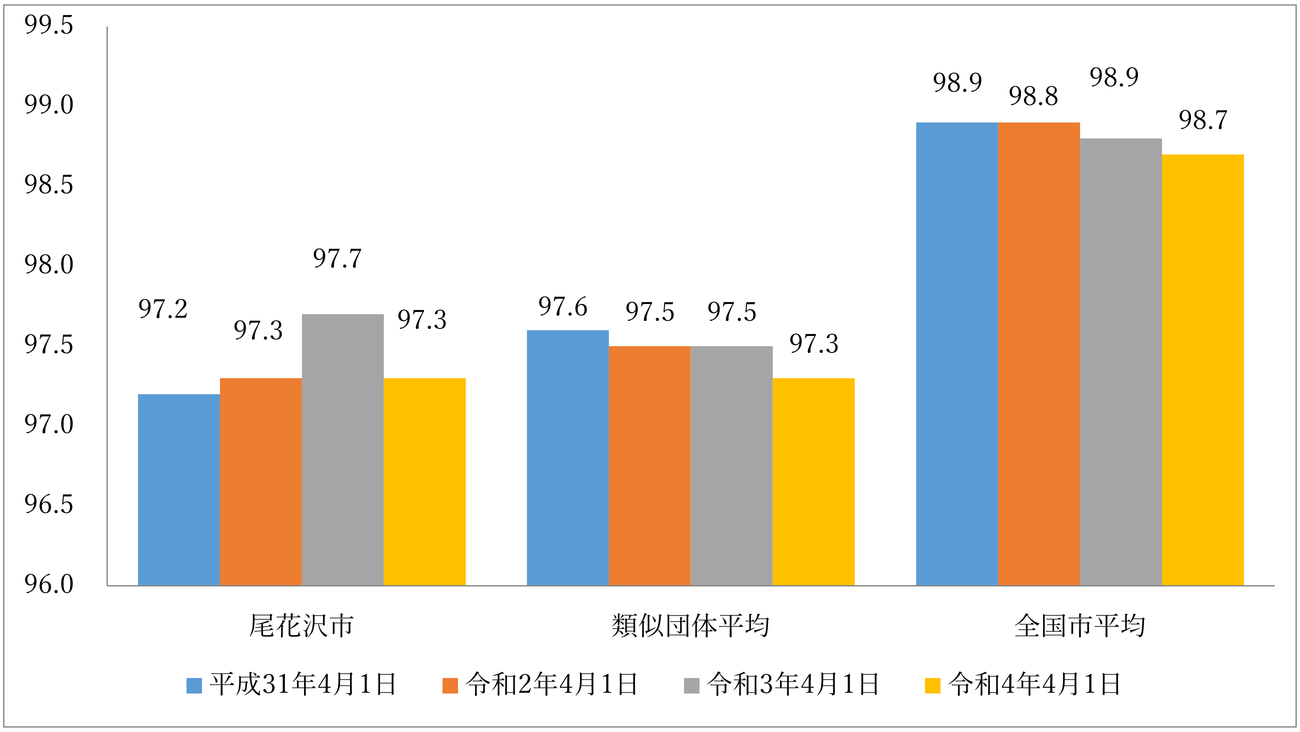

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　令和４年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)　給与改定の状況　　※人事員会を設置していないため記載なし

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 （改定率）		
年度	円	円	円 （　　%）	%	%	%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合　A	公務員の 支給月数　B	較差 A－B	勧告 （改定月数）		
年度	月	月	月	月	月	月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［（実施）　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和４年４月１日
（内容）山形県人事委員会勧告に準じ、給料表を増額改定。行政職は 0.25％の引き上げとなる。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、山形県人事委員会勧告に準じ見直しを実施。
通勤手当については、山形県職員に準じ、手当額を改定。概ね 30 ㎞以上の通勤距離に該当する通勤手当が増額。（平成 27 年４月１日実施）

(6)特記事項

なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和４年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
尾花沢市	40.7歳	305,800円	358,824円	331,364円
山形県	43.5歳	330,800円	411,800円	357,400円
国	42.7歳	323,711円	―	405,049円
類似団体	41.8歳	331,062円	362,254円	335,056円

②技能労務職

区　分	公　務　員					民　間			参　考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
尾花沢市	40.8 歳	9 人	295,600 円	320,577 円	311,170 円	—	—	—	—
うち学校給食員	51.5 歳	4 人	293,700 円	299,600 円	297,381 円	飲食物調理従事者	43.4 歳	219,900 円	1.36
うち自動車運転手	※	1 人	※	※	※	乗用自動車運転者	55.7 歳	200,500 円	※
うちその他	43.5 歳	4 人	312,500 円	342,900 円	336,292 円	—	—	—	—
山形県	52.8 歳	442 人	336,600 円	—	353,500 円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	51.3 歳	10 人	308,762 円	330,751 円	321,819 円	—	—	—	—

※個人情報保護の観点から対象となる職員数が１人または２人の場合※で表示しています。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 31 年～令和３年の３ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
尾花沢市	34.4歳	269,700円	328,544円	315,754円
山形県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	37.8歳	292,836円	356,692円	320,172円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和４年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和４年４月１日現在）

区分		尾花沢市	県	国
一般行政職	大 学 卒	185,100円	185,100円	182,200円
	高 校 卒	152,300円	152,300円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	147,700円	147,700円	－
	中 学 卒	136,100円	136,100円	－
消防職	大 学 卒	－	－	－
	高 校 卒	156,800円	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和４年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	258,100円	345,700円	393,900円	404,100円
	高 校 卒	237,200円	306,800円	363,600円	382,600円
技能労務職	高 校 卒	—	291,900円	323,000円	338,500円
	中 学 卒	—	—	—	—

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和４年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
6　級	課長	人 17	% 12.0	325,200円	418,600円
5　級	課長補佐	人 26	% 18.4	295,100円	401,300円
4　級	主査・係長・主任	人 19	% 13.5	269,200円	389,100円
3　級	係長・主任	人 28	% 19.9	237,200円	357,400円
2　級	主事	人 21	% 14.9	201,300円	310,700円
1　級	主事	人 30	% 21.3	151,700円	252,700円

（注）１　尾花沢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

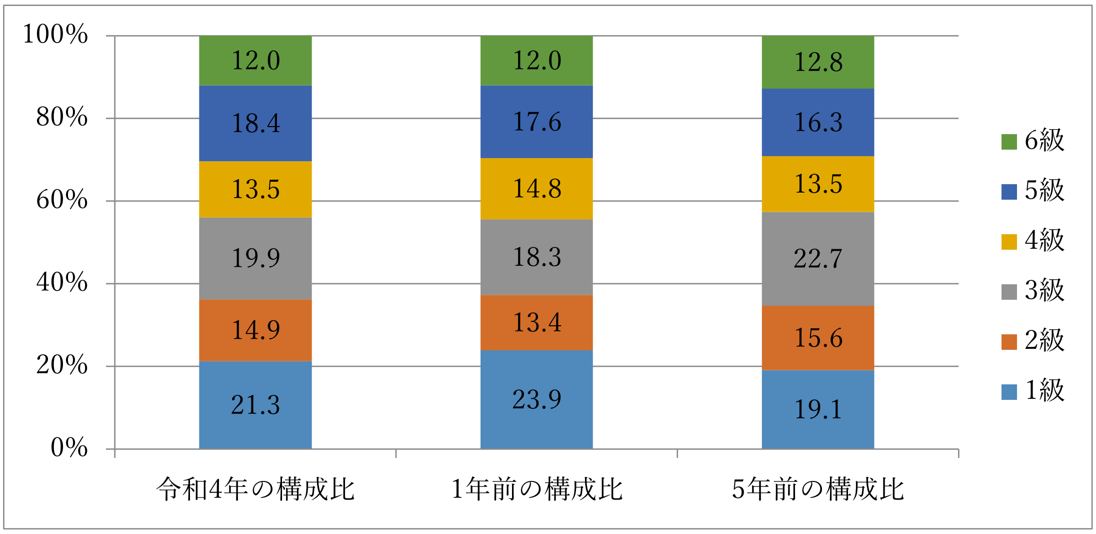

（注）平成 18 年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和４年４月１日現在）

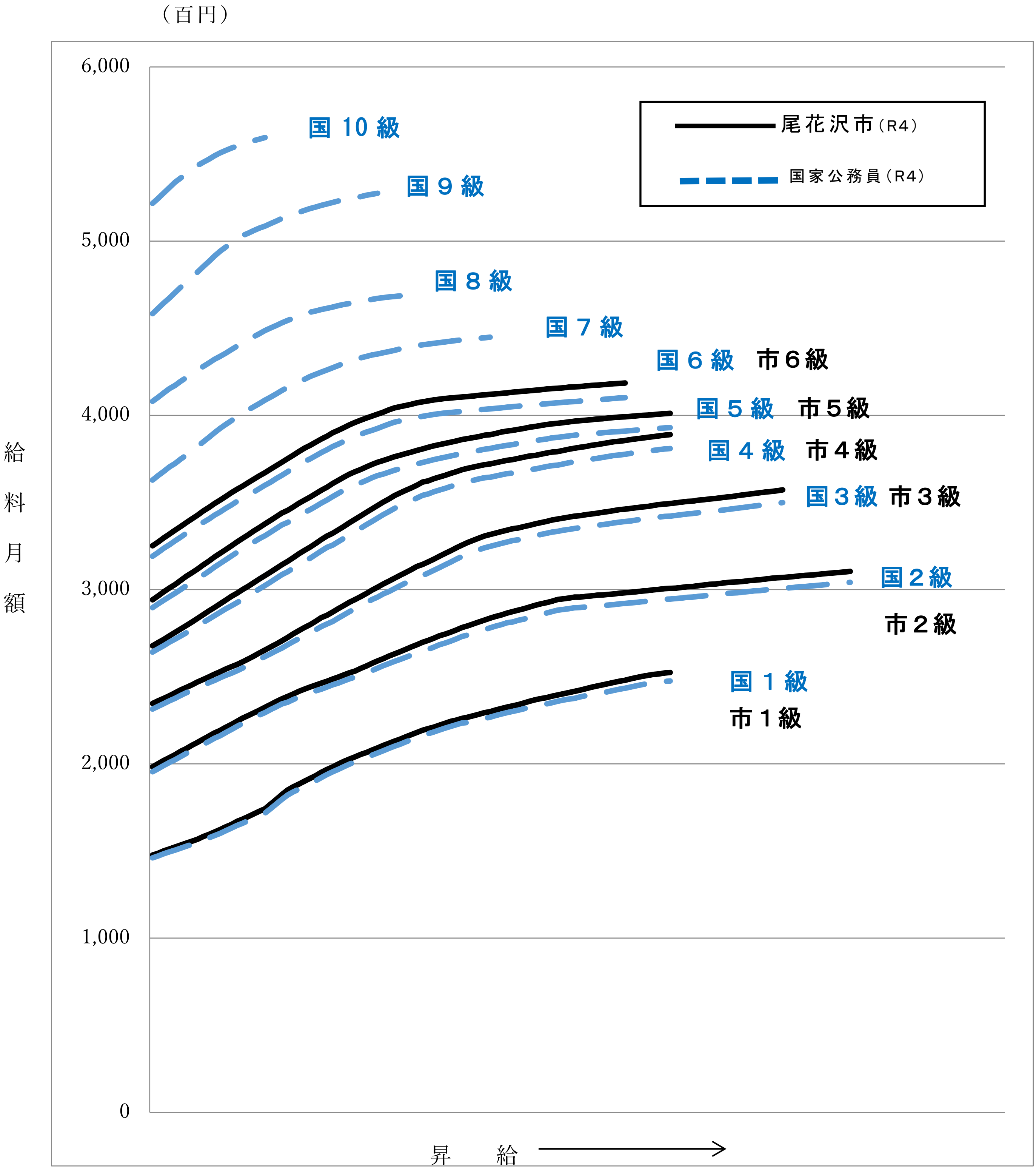

(3) 昇給への人事評価の活用状況（尾花沢市）

令和４年４月２日から令和５年４月１日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ． 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

尾花沢市	山形県	国
1人当たり平均支給額（令和３年度） 1,370千円	1人当たり平均支給額（令和３年度） 1,616千円	－
（令和３年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.85月分 (1.35)月分 (0.90)月分	（令和３年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.85月分 (1.35)月分 (0.90)月分	（令和３年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20％ 管理職加算 15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職管理 5～20％ 管理職加算 10～25％

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（尾花沢市区町村）

令和４度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）	＼		＼	
ロ．人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和４年４月１日現在）

尾花沢市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45％）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45％）		
1人当たり平均支給額		21,014千			

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和４年４月１日現在）※制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績（令和３年度決算）			22,016 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）			1,693,569 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和３年度）			4.9％	
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和３年度決算)	左記職員に対する支給単価
医務手当	診療所に勤務する医師	医務に従事したとき	16,759 千円	①　基準額 医師免許取得年度　月額　260,000円 翌年度は20,000円を加え、以下1年増すごとに20,000円ずつ加えた額と職務の級の区分による月額との合計額とする。 1級　80,000円 2級　90,000円 3級　100,000円 4級　110,000円 ②医務手当（月額） 所長　200,000円 医長　120,000円 ③救急診療待機手当（日額） 18,000円以内 ④救急診療手当（日額） 救急診療待機中、診療業務に従事した医師　18,000円以内 ⑤日曜当番診療手当（日額） 35,000円 ⑥健康診断業務手当（月額） 40,000円以内 ⑦嘱託医師業務手当（月額） 100,000円以内
診療業務手当	診療所に勤務する職員	放射線、臨床検査及び伝染性疾患の治療に従事したとき	—	月額 1,500 円
		死体の処置に従事したとき	10.5 千円	1 回 500 円
夜間看護手当	診療所に勤務する職員	勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	4,767 千円	・その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合　7,300 円 ・深夜における勤務時間が 4 時間以上の場合　3,550 円 ・深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合　3,100 円 ・深夜における勤務時間が 2 時間未満の場合　2,150 円
防疫等作業手当	診療所に勤務する職員	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事したとき	480 千円	・作業に従事した日 1 日につき、3,000 円 （新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000 円）とする。 ただし、割り振られた勤務が 2 日にわたる場合は、その継続した勤務 1 回を 1 日とみなす。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和３年度決算）	47,866千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和３年度決算）	210千円
支給実績（令和２年度決算）	62,369千円
職員１人当たり平均支給年額 （令和２年度決算）	276千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和３年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和４年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	1.配偶者6,500円 2.子　 10,000円 3.父母等　6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子１人につき、5,000円加算	同	—	27,238千円	256,962円
住居手当	借家、貸間に居住している職員 1.月額25,000円以下の家賃の場合 家賃－14,000円 2.月額25,000円を超える家賃の場合 11,000円＋{（家賃－25,000円）÷2} 【限度額28,000円】	同	—	13,992千円	279,840円
通勤手当	1.自家用車使用 通勤距離に応じて支給 限度額37,200円 2.交通機関等利用 利用区間等に応じて支給 限度額55,000円	異	支給額	9,750千円	84,783円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 月額41,000円	異	支給額	10,044千円	528,632円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合 135／100	同	—	14,139千円	471,300円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までに勤務した場合 25／100	同	—	3,647千円	101,306円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対し、11月から翌年3月まで支給 扶養親族のある職員　17,800円 その他世帯主である職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同	—	14,448千円	66,889円

５　特別職の報酬等の状況（令和４年４月１日現在）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="2">給　料　月　額　等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">給料</td><td rowspan="2">市長
副市長</td><td rowspan="2">637,000（910,000）円
680,000円</td><td>（参考）類似団体における最高／最低額</td></tr>
<tr><td>931,000円／　563,300円
775,000円／　571,000円</td></tr>
<tr><td>報酬</td><td>議　長
副議長
議　員</td><td>420,000円
375,000円
350,000円</td><td>505,000円／　304,000円
450,000円／　264,000円
420,000円／　250,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">期末手当</td><td>市　長
副市長</td><td colspan="2">（令和３年度支給割合）　給料月額に40％を加算して
3.2月分　6月期1.600月分　12月期1.600月分</td></tr>
<tr><td>議　長
副議長
議　員</td><td colspan="2">（令和３年度支給割合）　給料月額に40％を加算して
3.2月分　6月期1.600月分　12月期1.600月分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">退職手当</td><td>市　長
副市長</td><td colspan="2">（算定方式）　（１期の手当額）　（支給時期）
退職日給料月額×勤続月数×56.7/100　24,767千円　任期ごとか通算か選択可
退職日給料月額×勤続月数×33.1/100　10,804千円　任期ごとか通算か選択可</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門		区分	職員数 令和３年	職員数 令和４年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	３	３		
		総務・企画	５０	４９	▲１	県への派遣による減
		税務	１２	１１	▲１	配置見直しによる減
		労働	１	１		
		農林水産	１５	１５		
		商工	８	８		
		土木	１３	１３		
		民生	３６	３５	▲１	配置見直しによる減
		衛生	１４	１３	▲１	退職者不補充によ減
		計	１５２	１４８	▲４	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　99.2人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　76.04人）
	教育部門		２５	２６	1	配置見直しによる増
	消防部門		５１	５０	▲１	退職者不補充による減
	小計		２２８	２２４	▲４	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　150.2人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　99.21人）
公営企業等会計部門		病院	１７	１７		
		水道	４	４		
		その他	１２	１２		
	小計		３３	３３		
合計			２６１ ［３１０］	２５７ ［３１０］	▲４	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　172.3人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。

　　　２　［　　］内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和４年４月１日現在）

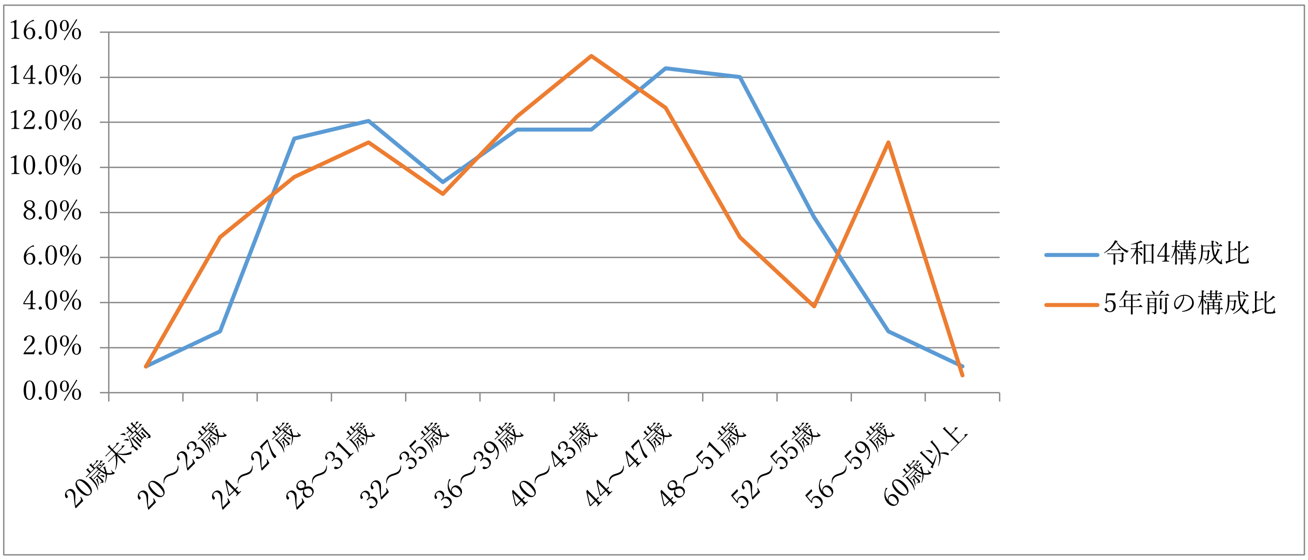

区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 3	人 7	人 29	人 31	人 24	人 30	人 30	人 37	人 36	人 20	人 7	人 3	人 257

(3) 職員数の推移

（単位：人・%）

部門別 ＼ 年度	4年	3年	2年	31年	30年	29年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	148	152	150	151	149	154	▲6(▲3.9%)
教育	26	25	25	25	25	25	1(4%)
消防	50	51	51	50	50	49	1(2%)
普通会計計	224	228	226	226	224	228	▲4(▲1.8%)
公営企業等会計計	33	33	33	31	33	33	0(0%)
総合計	257	261	259	257	257	261	▲4(▲1.5%)

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

　　　2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。